

千葉県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成24年10月23日

千葉県監査委員	宮	下	公	夫
同	宮	原	清	貴
同	茂	手木	直	忠
同	布	施	貴	良

24千総総第761号

平成24年10月19日

千葉市監査委員 宮下 公夫 様  
同 宮原 清貴 様  
同 茂手木 直忠 様  
同 布施 貴良 様

千葉市長 熊谷 俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成18年度監査報告第1号、平成22年度監査報告第8号、平成22年度監査報告第10号、平成22年度監査報告第11号、平成23年度監査報告第8号、平成23年度監査報告第10号及び平成23年度監査報告第11号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 公の施設の指定管理者</p> <p>ア 富田町管理運営組合</p> <p>(ア) 管理業務に関するマニュアルを作成すべきもの</p> <p>基本協定書第 29 条の規定によると、富田町管理運営組合は管理業務に従事する従業員が適切に職務を実施することができるよう、管理業務に関するマニュアルを作成し、市に届け出なければならないとされているが、同組合は、管理業務に関するマニュアルを作成していなかった。</p> <p>富田町管理運営組合においては、基本協定書に基づき管理業務に関するマニュアルを適正に作成されたい。</p>	<p>富田都市農業交流センターの管理業務に関するマニュアルについては、富田町管理運営組合から、平成 24 年 7 月に基本協定書に基づき「千葉県富田都市農業交流センター施設貸出対応マニュアル」及び「千葉県富田都市農業交流センター危機管理マニュアル」が提出された。</p>
<p>イ 下田ふれあい交流施設管理運営組合</p> <p>(ア) 管理業務に関するマニュアルを作成すべきもの</p> <p>基本協定書第 29 条の規定によると、下田ふれあい交流施設管理運営組合は管理業務に従事する従業員が適切に職務を実施することができるよう、管理業務に関するマニュアルを作成し、市に届け出なければならないとされているが、同組合は管理業務に関するマニュアルを作成していなかった。</p> <p>下田ふれあい交流施設管理運営組合においては、基本協定書に基づき管理業務に関するマニュアルを適正に作成されたい。</p>	<p>下田都市農業交流センターの管理業務に関するマニュアルについては、下田ふれあい交流施設管理運営組合から、平成 24 年 7 月に基本協定書に基づき「千葉県下田都市農業交流センター施設維持管理・業務マニュアル」及び「下田農業ふれあい館危機管理マニュアル」が提出された。</p>